

反社会的勢力排除についての基本原則

平成 25 年 1 月 1 日
公益財団法人みやぎ産業振興機構

公益財団法人みやぎ産業振興機構（以下「機構」という。）は、反社会的勢力排除についての社会的な動きが高まりをみせている状況に鑑み、中小企業支援機関の立場として、反社会的勢力に介入の隙を与えないという態度を徹底するため、反社会的勢力への対応について以下の基本原則を遵守します。

1. 反社会的勢力排除に向けて、対応マニュアル、排除条項等の明文の根拠を設け、担当者や担当部署だけでなく、組織全体として対応する。
2. 反社会的勢力排除に対応する職員の安全を確保する。
3. 反社会的勢力排除に備えて、平素から警察や暴力団追放推進センター、弁護士等の外部専門機関（以下「外部専門機関」という）と緊密な連携関係を構築する。
4. 反社会的勢力とは一切の関係を持たない。また反社会的勢力からの不当要求は拒絶する。
5. 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。
6. 反社会的勢力への資金提供は、絶対に行わない。
7. 自治体（都道府県）が制定する暴力団排除条例の遵守に努める。

以上